

一 上一ヶ月以内ニ忌引規定ヲ設ケル事

一 職工ニ対シ

八 臨時休業ニ関シキハ他會社ノ振込ヲ  
ニ参照シ庶務ノ上相當ノ規定ヲ設ケル  
事

第五條 皆勤賞與支給ニ関シキハ一ヶ  
月以内ニ具ノ方法ノ改メ實施スル  
ルコト 但シ明年一月一日日給改正  
以後ニ於テモ現行ノ日給即チ半額  
（一ヶ月）ニ日給此負十五日分職  
工十二日分ハ之カ変更セザルコト

第五條現在皆勤賞與ノ支  
給方法ヲ改メ毎期給料日ニ改  
正日給一日分ヲ支給スルコト  
但シ遅刻早退ニ対スル計算  
法ハ現在施行ノ方法ニ依ル  
事

第六條 定務外勤務ニ対スル支給  
ハ一時間ニワエ日給ノ八分ノ二ノ三  
割増トスルコト 但シ具ノ實施ハ

第六條定務外勤務ニ対スル支  
給法ハ第三條ニ準シ現在ノ率  
ヲ適用スルコト（日給者ニ対シ）

第一條ノ實施期日ト同一ナルコト

第七條 日給此負ノ日曜日並ニ公休日  
日ノ早退ニ対シ具ノ日曜日並ニ公休日  
ノ日給支給ニ関シキハ慎重考慮ノ  
上約一ヶ月後ニ之ヲ改正實施スル  
事

第七條 日曜日並公休日若  
日ノ早退ニ対シ具ノ日曜日若  
公休日ノ給料ヲ支給スル事  
（日給者ニ対シ）

第八條 今回ノ辭職者三十七名ニ対シ現行規定ノ自己  
都合ニ依ル退職金額及ヒ特ニ各自ノ實收入十  
四日分ヲ支給スルノ外右辭職者全般ニ対シ金五  
千円ヲ支給スルコト